

居宅介護支援事業所 様
地域包括支援センター 様

富士市高齢者支援課長

介護サービス計画等作成等のための要介護認定等資料提供申請者(情報開示請求者)の変更について

日頃より本市の介護予防事業の実施につきまして、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本課より令和 2 年 3 月 31 日付(富保高発 8 4 3 号)にて発送されました件につきまして、下記の通り変更となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 介護保険新規申請の場合

	旧	新
要支援認定の場合	担当の地域包括支援センターが申請	委託を受けている居宅介護支援事業所が申請
介護認定の場合	居宅介護支援事業所が申請	変更なし

2. 介護保険更新申請の場合

	旧	新
要支援認定の場合	直営は担当の地域包括支援センターが申請をし、委託は委託を受けている居宅介護支援事業所が申請を行う	変更なし
介護認定の場合	居宅介護支援事業所が申請	変更なし

3. 暫定利用の場合

	旧	新
暫定利用の場合	委託を受ける居宅介護支援事業所と担当の地域包括支援センターの双方で協議のうえどちらかで当申請書を利用者から受け取り開示請求を介護保険課に申請する。	変更なし

以上

問合先

富士市高齢者支援課
地域支援担当(若月)

電話 0545-55-2951